

## 小田原高等看護専門学校同窓会「小梅会」会則

### (名称)

第1条 本会は小田原高等看護専門学校同窓会「小梅会」と称する。

### (目的)

第2条 本会は会員相互の親睦と専門知識、技術の向上を図るとともに、母校の発展に貢献することを目的とする。

### (事務所)

第3条 本会の事務所は、小田原高等看護専門学校内におく。

### (会員)

第4条 本会は下記の会員により成る。

- (1) 正会員 小田原高等看護専門学校の卒業生
- (2) 準会員 小田原高等看護専門学校の在校生
- (3) 特別会員 小田原高等看護専門学校の現職員
- (4) 名誉会員 小田原高等看護専門学校における運営の功労者を役員会で推薦し、総会の承認を受けた者とする。

### (役員および運営委員会)

第5条 本会は次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 2名
- (5) 会計監事 2名
- (6) 幹事 若干名(母校教職員含む)
- (7) 連絡委員(各回生より3名)

2. 前項(1)～(6)にあげる役員をもって運営委員会を構成する。

### (顧問)

第6条 顧問は学校長、副校長および会長経験者とし、本会運営に関する相談役とする。

### (任務)

第7条 役員は、次の職務を行う。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときはその職務を代行する。
- (3) 書記は、会長の命をうけて庶務を、会計は経理を各々分掌する。
- (4) 会計監事は、財産の状況および収入、支出の状況を監査する。

(5) 幹事は、会員の学術的向上を促す事業、会員相互の親睦を図る事業の企画・運営を行う。

(6) 卒業と同時に連絡委員となる。無任期を原則とし、変更が生じた場合は本会へ連絡する。連絡委員は、各学年・勤務先への連絡運営にあたる。

#### (任期)

第8条 役員の任期は3年とし、総会において正会員の中から選出する。幹事は、顧問より推薦された教職員を含み、会長より承認を受けた者とする。ただし、再推薦は妨げない。

2. 役員に欠員を生じた場合は、後任者を選定し役員会の承認を得る。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

#### (会議)

第9条 総会は、役員が必要と認めた場合、必要に応じて開催する。

2. 会議は会長が議長を行い、総会出席者の過半数の賛成をもって、成立するものとする。

第10条 本会の事業計画のうち、重要事項は総会で決定する。ただし、緊急を要する事項は役員会がこれを処理することができる。

2. 役員会は原則として、会計年度終了後の年1回開催し、1年間の事業報告、収支報告を行う。

3. 役員会は会長が必要と認めたとき、または役員の3分の1以上による開催要請があった場合に開催し、必要事項を審議する。

#### (経費)

第11条 本会の経費は、会費、寄付金およびその他の収入によってまかなう。

2. 本会の準会員は、本会の維持費として終身会費を入会費と同時に納入する。入会は入学と同時に成立する。なお、必要時臨時に徴収する。

3. すでに納めた会費は、理由の如何を問わず返却しない。

第12条 本会の会計年度は、5月1日より翌年4月30日までとする。

#### (その他)

第13条 会員が本会の名誉を毀損する行為のある場合は、総会の決議によって除名することができる。

2. 会員が、退学、死亡したときは退会とみなす。

第14条 会員は住所の変更その他の移動にある場合には本会事務所に連絡するものとする。

#### (附則)

この規約は、平成11年(1999年)4月1日から施行する。

#### (附則)

この規約は、平成27年3月27日より施行する。